



借上財産評定委員会について

2018年4月17日

第23回組織委員会理事会（2017年11月29日）資料

1 目的

土地・施設の借上げに伴う財産等の評定について、専門的かつ市場動向にも左右される事項であることに鑑み、適正性・公正性を担保するため、不動産鑑定士等の外部学識経験者、国、東京都及び組織委員会内の関係部長で構成する合議機関を設置し、算定金額を評定する。

2 設置機関

借上財産評定委員会

3 評定案件

○会場使用協定を締結する会場施設や駐車場用地等として利用する更地の借上げ

○漁業休止等に伴う特殊な損失補償 など

4 構成員

区分	所属等
外部学識経験者	大学教授
	不動産鑑定士
	補償コンサルタント
	監査法人（公認会計士）
国	関係部長級から選出
東京都	
組織委員会	